令和８年（フ）第３０７号
静岡県浜松市浜名区竜南289番地の２
債務者　小崎　哲二
1　決定年月日時　令和８年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和８年（フ）第３１７号
静岡県浜松市中央区萩丘二丁目12番307号
萩丘団地　引馬―307号室
債務者　原　　健二
1　決定年月日時　令和８年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和８年（フ）第１１４６号
名古屋市港区港楽１丁目１番２―207号　港楽ハイツ、申立時の住所名古屋市中川区清船町１丁目１番地の６　フィール清船1005号
債務者　林　　賢子
1　決定年月日時　令和８年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１６８６号
名古屋市中村区烏森町３丁目10番地の１　サンビレッジ中村305号
債務者　相野田佳奈
1　決定年月日時　令和８年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１７０１号
愛知県春日井市柏原町４丁目131番地　エテルノＡＩ203号
債務者　佐藤　誠司
1　決定年月日時　令和８年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１７７７号
愛知県春日井市六軒屋町西２丁目５番地18　レオパレスＰ930　208号室、申立時の住所愛知県春日井市柏原町５丁目107番地　レオパレスかご田108号
債務者　小田　剛敬
1　決定年月日時　令和８年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１８４６号
名古屋市中区栄１丁目24―31　ドーミー大須観音607号室、住民票上の住所浜松市中央区原島町408番地　マンションブリッランテ１―Ｃ
債務者　髙木　英輔
1　決定年月日時　令和８年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１８９２号
名古屋市港区高木町４丁目33番地　大昂ビルⅡ　303号
債務者　大上　愛美
1　決定年月日時　令和８年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１９２２号
名古屋市中村区並木２丁目148番地　グランドステータス八田101号
債務者　大岩あさ子
1　決定年月日時　令和８年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１９４５号
愛知県弥富市鍋平２丁目100番地２　スープやとみ105
債務者　清原三代子（旧姓松芳）
1　決定年月日時　令和８年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１９９６号
名古屋市北区敷島町19番地　ゴールドサポート黒川207号
債務者　岡田　　明
1　決定年月日時　令和８年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２００６号
名古屋市南区赤坪町39番地　田中荘106号
債務者　竹内　和博
1　決定年月日時　令和８年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２０４１号
愛知県東海市富貴ノ台５丁目85番地　バタバーⅡ101号
債務者　山本沙矢香
1　決定年月日時　令和８年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２１１６号
名古屋市港区七反野２丁目208番地　こはる
債務者　藤原ひろみ
1　決定年月日時　令和８年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１２７８号
さいたま市浦和区瀬ヶ崎２丁目10番３―403号
債務者　吉村香名子
1　決定年月日時　令和８年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１３７２号
さいたま市中央区八王子４丁目12番２号
債務者　櫻井　　龍
1　決定年月日時　令和８年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１３９１号
さいたま市緑区原山１丁目28番29号　サンライズ102
債務者　飯島　梨香
1　決定年月日時　令和８年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係